マイカーSecurity 利用規約

トヨタコネクティッド株式会社(以下「弊社」)は、T-Connect 利用規約(以下「利用規約」といいます)と、本マイカーSecurity 規約(以下「本規約」といいます)に基づき、利用者に対して「マイカーSecurity」サービス(以下「本サービス」といいます)を提供します。

第1条(本規約の適用)

- 1. 利用者は、利用規約に基づき弊社が T-Connect(以下「T-Connect」といいます)の利用を認めた者であることを前提とします。
- 2. 本規約は、利用規約の一部を構成するものとし、利用規約で定める内容と本規約の内容が異なる場合は本規約の定めが優 先するものとします。
- 3. 本規約に定めのない事項は、利用規約の定めに従うものとします。

第2条(定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ当該各号に定める意味で使用されるものとします。尚、本条その他本規約で別段の定めがない限り、利用規約において定義された用語の意味は、本規約においても同一の意味を有するものとします。

- (1)対象車両:利用者が利用申込みにおいて登録した車載機および DCM 等の搭載車両
- (2) センター: T-Connect を運営・提供するために、弊社が管理・運用または保有するシステムおよび運営組織
- (3)位置情報:車載機および DCM 等よりセンターに対して情報を送信した時点における対象車両のおおよその所在場所の情報
- (4) 盗難発生警報装置:対象車両に搭載される機器であり、対象車両に盗難が発生した場合、または盗難発生の蓋然性を有する事象が発生した場合、音または音および灯光等により、対象車両の車外へ警報を発すると共に、車載機および DCM 等に対して、盗難発生または盗難発生の可能性に関する警報信号を送る装置

第3条(本サービスの内容)

本サービスの内容は以下に定めるとおりです。ただし、車種・車載機および DCM 等により利用できるサービスが異なります。詳しくは、弊社ウェブサイト(URL:http://tconnect.jp)をご確認ください。 なお、電子メール(以下「メール」といいます)を利用するサービスについては、弊社所定の方法を用いて、弊社所定の回数メールを送信した結果、不達の場合にはメールの送信を停止致します。これにより、利用者が本条で定めたサービスを受けることができない等の不利益を受けたとしても、弊社は何らの責任も負いません。

1. エンジン始動 (ACC-ON) 通知

利用者があらかじめ弊社所定の方法で「エンジン始動(ACC-ON)通知」の設定を行った対象車両が、エンジン始動 (ACC-ON)状態で、かつ車載機および DCM 等からセンターに対して位置情報が送信され、センターが同情報を受信した場合、センターは、利用者が事前指定したメールアドレス宛てに、エンジン始動(ACC-ON)状態になったことをお知らせするメールを送信します。

2. アラーム通知

盗難発生警報装置の作動により、車載機および DCM 等が警報信号を感知し、センターに警報信号が送信された場合、弊社は、利用者があらかじめ弊社所定の方法で設定・登録した連絡方法および連絡先に基づき、利用者に対して、車載機および DCM 等が警報信号を送信している事実をご連絡します。

3. うっかり通知

「うっかり通知」対応機器を接続した対象車両において、所定条件(例えば、鍵が車外にあり開錠状態である等)が発生した場合、センターは、利用者があらかじめ弊社所定の方法で設定したメールアドレス宛てに、対象車両の状態をお知らせするメールを送信します。

尚、うつかり通知の対象となる所定条件は、車種により異なります。

4. 車両位置の確認

- (1)利用者が弊社所定の方法で「車両位置の確認」に関する設定を行った場合、弊社が利用者向けに開設するウェブの 地図上に対象車両の位置情報履歴を表示します。
- (2) 車両位置確認サービスのうち、約10分ごとに位置情報を通知するサービスは、最初にメールを送信したときから約24時間を経過後にメールが送信された時点で、自動的に設定が解除されます。

5. リモート確認

「リモート確認」対応機器を接続した対象車両について、利用者は情報通信端末を使用して、弊社所定のリモート確認用ウェブサイトにアクセスおよびログインを行うことで、対象車両の施錠状態等を確認できます。

なお、リモート確認の対象である対象車両の状態の具体的内容については、対応機器、車載機、および DCM 等により異なります。

6. リモート操作

「リモート操作」対応機器を接続した対象車両について、利用者は、対応携帯電話を利用して、前項の携帯電話向けウェブに弊社 所定の方法でアクセスおよびログインを行うことにより、対象車両の状態に応じて、施錠または窓を閉める操作等を行うことができ ます。

なお、リモート操作の具体的内容については、対応機器・車載機および DCM により異なります。

7. リモートイモビライザー

(1)弊社は、「リモートイモビライザー」対応機器を接続した対象車両について、利用者から弊社所定の方法で設定の要請があった場合は、センターからイモビライザーの設定信号を車載機および DCM 等に送信することにより、車載機および DCM 等が同設定信号を受信した後、対象車両のエンジン始動(ACC-ON)を行えない状態(以下「リモートイモビライザー設定中」といいます。)にします。

尚、対象車両のエンジンがかかった状態で車載機および DCM 等が前記設定信号を受信した場合、対象車両のエンジンが停止した後、対象車両ごとに定める条件を満たした場合にエンジンの再始動ができない状態となります。

(2)リモートイモビライザー設定中の時、利用者から弊社所定の方法で、リモートイモビライザー解除の要請があった場合は、センターからリモートイモビライザーの解除信号を車載機および DCM 等に送信し、車載機および DCM 等が同解除信号を受信することにより、対象車両のエンジン始動(ACC-ON)を行える状態にします。

8. カーファインダー

利用者は、「カーファインダー」対応機器を接続した対象車両について、あらかじめ弊社所定の方法で「カーファインダー」の設定を行った場合、弊社が提供するスマートフォン用アプリの地図上で対象車両の位置情報が確認できます。

なお、一度の設定による利用期間は、設定日より2ヶ月とし、期間満了後は自動解除されますので、情報通信端末からの利用はできなくなります。

自動解除された日以降に再度利用する場合、車載機から再設定することが必要です。

9. 警備員の派遣要請

- (1) 弊社は、利用者から弊社所定の方法による要請を受けた場合は、弊社所定の警備会社の警備員を車載機および DCM 等から送信されてきた位置情報のおおよその位置に派遣させ、次の業務を行います。ただし、a) 位置情報の検索が不可能な場合およびb) 弊社が、車載機および DCM 等から送信される位置情報に基づき、対象車両の停車時間が 10 分未満であると判断する場合は、本項の業務の対象外とします。
 - ①警備員は、弊社の指示に基づき派遣した位置付近を巡回し、対象車両の発見に努めます。巡回時間は、原則として、警備員が巡回のために出動してから1時間とし、同巡回に要する費用は無料とします。利用者が弊社所定の方法によって、1時間を超える巡回を要請した場合、弊社は、警備員に対して、さらに、利用者が指定する時間内の巡回を行わせるものとしますが、1時間を超える巡回については、別途費用が発生するものとします。
 - ②利用者は、警備員の巡回に際し、弊社の要請があった場合、巡回に同行するなどして協力するものとします。利用者が巡回に同行する際に要する費用については、利用者の自己負担とし、また、利用者による巡回の同行につい

ては、利用者の責任に基づいて実施されるものであり、同行中に生じる事故等については、弊社並びに警備会社 および警備員は、何ら責任を負いません。

- ③弊社は、利用者に対して、上記①の巡回結果(対象車両を発見できた場合はその旨、巡回時間内で発見できなかった場合はその旨)を電話など弊社所定の連絡方法にて通知します。
- (2)前号①の業務範囲は、原則として、警備員が公道上から目視できる範囲とし、第三者の占有・管理に属するために任意に入場できない範囲、警備員に危険が生じる可能性があると弊社が判断した範囲およびその他通常の巡回が不可能な範囲を除くものとします。
- (3)第(1)号の業務における弊社の契約上の義務は、第(1)号③の通知をもって一切完了するものとします。ただし、第(1) 号③の業務において、理由の如何を問わず、弊社所定の方法による利用者に対する連絡が奏功しない場合は、弊社 が利用者に対して連絡を試みた時点をもって弊社の契約上の義務は終了するものとします。
- (4)本項の業務は、弊社が、対象車両の捜索を行うのみであり、発見した対象車両を警備するものではありません。従って、対象車両が発見できない場合、対象車両が毀損した場合等につき、弊社は、一切責任を負いません。

第4条(本サービスの提供)

- 1. 弊社は、車載機および DCM 等の通信・位置情報システムを利用して、日本国内において本サービスを提供します。ただし、 次のいずれかに該当する場合は本サービスを提供できません。
 - (1)DCM 等が電波を送受信出来ない場合(たとえば、利用者が DCM 等をWi-Fi設定していた場合において、Wi-Fi受信 範囲から外れたために通信が不可能な場合を含み、これに限られません。)
 - (2)第3条第8項のサービスにおいて、山間部、離島、高速道路上、その他警備会社が対応できない地域に対象車両が存在した場合
 - (3)弊社所定の方法でメール送信ができない場合
- 2. 弊社は、プライバシー保護およびセキュリティ管理のため、本サービスの利用にあたってT-Connectの利用申込み時に付与されたIDおよびパスワード、または利用者本人を特定できる情報をもって、本サービスの申込者が利用者本人であることの確認ができない場合は、本サービスを提供しません。
 - ただし、本サービスを提供しないことで利用者の利益を著しく損なう恐れがあると弊社が判断した場合はこの限りではありません。
- 3. 第3条第6項および第8項のサービスは、対象車両が盗難されたと利用者が判断し、同盗難について、警察に被害届を提出いただくことを条件としてサービスを提供します。

第5条(警備会社の関連会社への委託)

本サービスの提供において、対象車両の所在する位置が警備会社の関連会社の管轄地域であるときは、弊社は、弊社および警備会社の責任で、その対応業務を警備会社の関連会社に委託することができるものとします。

(付則) 2017年7月1日改訂